○農林水産省告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県額田郡幸田町大字桐山字鼓沢三の八・三の一七・三の一八・六四の一・六七の一・八〇の一・九〇・一四九・一五一・一五二・二四七（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、二の三から二の三二まで、三の二から三の七まで、三の九から三の一六まで、三の一九から三の二六まで、三の三〇、三の三一、三の四一、三の四二、三の四九、三の五〇、三の五五から三の七四まで、三の七六から三の八六まで、三の九三から三の一三九まで、三の一四二、四から一二まで、一一の一、一三の四、一六から一八まで、二二、二三の一、二四の一、二五の一、二七から三一まで、二九の一、三二の一、三三の二、三三の一、三四の二、三六の一、三七の一、三七の二、三八、四〇、四一の一、四二、四三の一、四三の二、四四、四五、四六の一、四七、四九の一、五一の一、五二の二、五二の六、五三から五五まで、五六の一、五六の三、五七、五八の一、五八の二、五九の一、六一、六二の一、六五、六八の一、六九の一、七〇の一、七一の一、七二、七六、七七、七八の一、八二の一、八八、八九、九一の一から九一の四まで、九二の一から九二の四まで、九三、九九、一一一、一一五の一、一二五の二、一一七、一三五から一四三まで、一四六、一五三の二、一五六の一、一五八から一六三まで、一六九、一七〇、一七七、一八〇の一、一八二から一八九まで、一九二から一九五まで、一九六の一、一九九の一、二〇〇の一、二〇一から二〇四まで、二〇六から二一四まで、二一五の一、二一五の二、二一六から二二五まで、二一七の一、二一七の二、二二六の一、二二七、二二九、二三〇の一、二三〇の二、二三一の一、二三一の二、二三五、二三七の三、二三七の五、二三八から二四三まで、二四五の一から二四五の三まで、字仲坪二四の一・二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鼓沢九〇、九一の二、九一の四、九二の二、九二の四、字仲坪二四の一、二五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合字上ノ平七の一、字滝谷一六〇の二、一六〇の五、字樫原谷六一六の二、六一六の四、外津汲字蛇ノ尾一〇〇一の一、字水谷一〇〇二の一、一〇〇二の二、一〇〇三から一〇〇六まで、字椎ノ木一〇〇七の一、一〇〇七の二、一〇〇八から一〇一二まで、戸入字小出又三九四の一、三九四の二、字小谷戸四六九、字三ノ又六〇六の八六、字広瀬又六三六の二七、六三六の二八、坂内広瀬字川尻三の一、四、五の一、五の二、五の二六、六の七、五七の九、五七の一〇、五七の一二、五七の一三、五七の一五、五七の一六、字栗ケ谷四六〇〇の六、四六〇〇の八、四六〇一の六、四六〇二の二、四六一五の七、坂内坂本字奥殿又七七〇、西津汲字櫃谷二一〇二の一、塚字塚奥山五五五の一、五五五の七、五五五の一一、五五五の一四、五五五の一五、鶴見字大岩杉一三六三の二、字天狗谷一三六六の二、一三六六の三、一三六七、字喜呂谷一三六八の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山字下山一四の一、坂内広瀬字川尻六三の二〇、外津汲字蛇ノ尾一〇〇〇の一

○国土交通省告示第二百八十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
特2074	キャタピラー DM－W8D	キャタピラージャパン合同会社	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
特2075	キャタピラー DM－W8C	〃	〃
特2076	キャタピラー DM－W7B	〃	〃
特2199	キャタピラー DM－W4T	〃	〃
特2200	キャタピラー DM－W5T	〃	〃
特2201	キャタピラー DM－W6T	〃	〃

○国土交通省告示第二百八十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年三月二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
農3342	ヰセキ WDP－T201F	井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700番地
農3343	ヰセキ WDP－T202F	〃	〃
農3344	ヰセキ WDP－T203F	〃	〃
農3357	ヰセキ WDR－T207F	〃	〃